

御挨拶

弁護士 白根 心平

謹んで初春のお慶びを申し上げます。昨年9月より、弊所にて執務しております弁護士の白根心平と申します。

私は、埼玉県立熊谷高校を卒業した後、慶應義塾大学の文学部東洋史学科で主に中国近代史を勉強してきました。その後、現在の東京都立大学の大学院を経て、司法試験に合格いたしました。私は、司法修習終了後、東京都八王子市で約7年間弁護士として執務させていただき、昨秋より、弊所で弁護士業務に従事しております。

これまで、一般民事・家事・成年後見事件をはじめとした市民事件を広く扱わせていただきました。仕事をしていくなかで心がけてきたことは、相談者の方の話をよく聞き、事案の特徴や相談者の方の懸念を十分に把握し、自身の固定観念や思い込みにとらわれないようにすることです。

刑事事件の分野では成人の事件はもちろん、少年事件も担当し、早期の身柄の解放や刑事手続に付随した失職・退学などの回避や依頼者の更生に尽力してきました。労働組合の顧問もさせていただいた関係で、労働事件や労災事件も担当してきました。労働審判や審査請求、取消訴訟等も多数担当してきました。訴訟前の証拠保全手続も多数担当し、依頼された方の実効的な被害救済・権利救済を行ってきました。

弁護団活動としては、国土交通大臣がJR東海に対してなしたりニア中央新幹線の工事実施計画の取消しを求める「ストップ・リニア訴訟」、米軍機等の飛行差し止めや航空機騒音による損害賠償請求を求めている「第三次新横田基地公害訴訟」など東京都の多摩地域に深く関連する事件を担当してきました。

これまでは東京の多摩地域を中心として、各種団体の世話人・理事などを担い地域の皆様にご指導・ご鞭撻をいただくとともに各種団体の催しの企画・運営にも関わってまいりました。弊所においても、埼玉県北部地域をはじめとして各地域の民主団体の皆様からご指導・ご鞭撻をいただきたく存じます。



以上

業務案内

業務時間	祝日を除く月～金曜日 午前9時～午後5時
相談の予約	午前9時～午後5時の間に 048-527-6200 へお電話下さい。
法テラスによる法律扶助	当事務所では、弁護士費用を一括で用意することが困難な方のための、費用を立て替える制度(法テラスによる法律扶助制度)の利用も可能です。

新年の通常業務は1月6日(金)から行います。

けやき総合法律事務所 ニュース

弁護士法人けやき総合法律事務所
〒360-0036
埼玉県熊谷市桜木町一丁目1番1号
秩父鉄道熊谷ビル4階
TEL 048-527-6200
FAX 048-527-6210
E-mail keyaki-lo@mue.biglobe.ne.jp
http://www.keyakisougou-law.jp

新年明けましておめでとうございます

弁護士法人 けやき総合法律事務所
 所長 弁護士 南 雲 芳 夫
 同 白 石 加 代 子
 同 白 根 心 平
 ほか事務局 一同



① 乳頭山



② ペテガリ岳



③ 苗場山

日本の山・三態

日本の山は、季節によってまったく別の顔を見せる。

- ①は3月初め、秋田・乳頭温泉からスキーで登った乳頭山の避難小屋。見えているのは2階部分。山頂直下は強風で硬い雪だったが、ブナ林に入ると快適なスキー滑降となった。
- ②は7月末、北海道・南日高のペテガリ岳。沢から尾根を一つ越えて一泊し、ハイ松や笹が繁茂した山道を辿り山頂に至る。「遥かなる山」という愛称を実感した。
- ③は10月初め、新潟と長野にまたがる苗場山。山頂台地に広がる高層湿原は草もみじとなっていた。高曇りの天気だったが、遠く北アルプス白馬岳まで見えた。

福島原発事故訴訟 最高裁で東電の責任が確定するも 国の責任は認めず

弁護士 南雲 芳夫

○ 「生業を返せ、地域を返せ！」原発訴訟の最高裁判決

原発事故によって被害を受けた住民約3800名が原告となり、東電と国の責任を問うた「なりわい訴訟」について、昨年6月最高裁判決が下されました。高裁段階では国の責任を認めるものが3件（生業・千葉・愛媛）、認めないものが1件と結論が分かれていて、最高裁の判断が注目されました。

しかし、最高裁は、「事故の原因となった巨大津波が想定できたか否か」という最大の争点については判断を示さず、「仮に津波対策をとっていたとしても、事故を防げたとはいえない」として国の責任を否定しました。国・東電は、実際には津波対策を何もやっていなかったのですが、「仮に津波対策をやっていたとしても無駄だった」として切り捨ててしまい、「国の規制の在り方が適切だったか否か」という最も重要な点についての判断を避けた「肩透かし」判決でした。

ただし、裁判官の判断は3対1で分かれ、検察官出身の三浦裁判官は、国の責任が認められるべきことについて詳細な反対意見を述べています。新聞各紙の社説も「想定外に逃げ込む理不尽」（朝日）、「国の免罪符にはならない」（毎日）、「納得しがたい判断だ」（東京）など判決を厳しく批判しています。

○ 政府の賠償基準を超える高裁判決が確定し、賠償基準の見直しへ

他方で、東電との関係については、各高裁判決は、「政府が定めた賠償基準では被害の賠償として不十分だ」として東電に慰謝料の支払いを命じるものでした。とりわけ、生業判決は、福島県浜通りの強制避難区域にとどまらず、中通り、会津地方、福島県外の一部について住民に一律の賠償を認めるものでした。最高裁では、東電の抵抗は排され、高裁判決がそのまま確定しました。

判決の確定を受けて、政府の原子力損害賠償紛争審査会は賠償基準の見直しについての検討を開始し、昨年11月には賠償基準を早急に見直す方向を確認しました。内容は十分なものとはいえませんが、事故後10年以上も放置されてきた賠償基準が、原告に限らず全ての住民について見直されることは大きな前進といえます。

○ 政府の原発推進に対抗し引き続き国の責任を追及する



国を免罪する最高裁判決を受けたかのように、岸田首相は、原発を再度積極的に推進する意向を明言するに至りました。しかし、ウクライナにおいても原発が攻撃対象とされることが危惧されるなど、原発の危険性ははいよいよ明らかです。

生業訴訟は2陣訴訟もあります。二度と福島原発事故のような被害を起こさない、そのために事故の教訓を徹底的に明らかにする。生業訴訟の原告団は、昨年10月の総会で、最高裁判決を覆すために今後も奮闘する決意を固めあいました。

埼玉におけるアスベスト被害救済の活動

弁護士 白石 加代子

最高裁判決をうけ、建設アスベスト給付金制度が開始し、被害救済が前進

建設作業に従事した結果、アスベストに関連する病気に罹ってしまった被害者やその遺族が、国やアスベスト建材メーカーを相手に各地で訴訟を提起しました。私たち埼玉アスベスト弁護団は、この裁判を担ってきました。

令和3年5月17日、建設アスベスト神奈川・東京・京都・大阪の第1陣訴訟について、最高裁は国と一部メーカーの責任を認める判決を言い渡しました。

この最高裁の判決を受けて、同年6月9日、給付金の支給を行う法律が成立し、昨年より建設アスベストの被害者や遺族の方が、一定の要件の下、国に対し裁判を提起しなくても、行政手続きによって550万円から1300万円の給付金が支給される制度が開始されました。

労災認定を受けた方や石綿救済法の特別遺族給付金を受けた方は、給付金を請求する前に「労災支給決定等情報提供サービス」を利用すると手続きが簡便になります。

20年の期間制限もありますので、お心当たりのある方はお早めに埼玉アスベスト弁護団にご相談下さい。



さいたま地方裁判所において建設アスベスト訴訟を提起し、国と次々和解へ

令和2年3月、同年12月、令和4年6月に計79名の原告（被災者65名）が、さいたま地方裁判所に建設アスベスト訴訟を提起しました。既に原告52名（被災者41名）が国との間で賠償金の支払いとともに「被災者及びその遺族である原告らに深くお詫びする。」との条項を含む内容で和解しました。

昨年7月の第7回裁判では、床工の原告の尋問が行われました。建設作業の実態や、目に見えないアスベスト繊維を知らないうちに吸ってしまうことの恐ろしさが語られました。

今年2月の第9回裁判では、アスベスト作業が原因で夫と息子を亡くした遺族女性の尋問が行われる予定です。アスベスト被害の悲惨さを訴えます。

MMK（旧三菱マテリアル建材）でのアスベスト被害の救済

アスベスト被害は、建設作業のみならず、工場内においても引き起こされます。被災者Xさんは、MMKの前身である三好石綿工業の大阪工場内にて粗紡係として石綿製造作業に従事し、その後肺がんで亡くなりました。

三好石綿は、大阪府泉南地域において大正8年から昭和52年まで58年間にわたって、石綿紡織品、産業機械用・自動車用ブレーキ関係部品等を生産する地元最大手の石綿製品製造業者として操業していたにもかかわらず、アスベスト被害を防止するための局所排気装置の設置を怠りました。

国は、Xさんの死亡がMMKでのアスベスト作業が原因であったと認め、Xさんの遺族に賠償金を支払っていますが、直接の雇用主であったMMKはその責任を否定しています。私たち埼玉アスベスト弁護団は、MMKの安全配慮義務違反を主張するとともに責任を追及します。